

処 分 基 準

平成20年11月26日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第24条
処 分 の 概 要：登録誘引情報提供機関に対する改善命令
原権者（委任先）：国家公安委員会
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「法」という。）第18条第4項（登録の要件）、第21条（誘引情報提供業務の方法） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第14条（誘引情報提供業務の実施基準）
処 分 基 準： 登録誘引情報提供機関が、法第18条第4項各号で掲げる要件及び規則第14条各号で定める基準のいずれかに適合しない方法による誘引情報提供業務（以下「要件等不適合業務」という。）を行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、改善命令を行うものとする。 登録誘引情報提供機関が繰り返し要件等不適合業務を行っているとき。 登録誘引情報提供機関が当該要件等不適合業務に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。 前各号に掲げるもののほか、当該要件等不適合業務に対する指導に従わず、当該要件等不適合業務により生じた法第21条の規定に違反している状態が残存しているとき。
備 考：

処 分 基 準

平成20年11月26日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第25条
処 分 の 概 要：登録誘引情報提供機関の登録の取消し
原権者（委任先）：国家公安委員会
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「法」という。）第18条第3項（欠格事由）、同条第6項（登録変更の届出）、第23条第1項（業務の休廃止の届出）、第24条（改善命令）、第26条（報告又は資料の提出）
処 分 基 準： 登録誘引情報提供機関が、以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該登録誘引情報提供機関の登録を取り消すものとする。ただし、 、 又は については、当該行為により生じた違法状態が、引き続き、残存すると認められるときに限る。 法第18条第3項第1号又は第3号に該当するに至ったとき（同号に該当するに至った場合にあっては、法人の責めに帰すことのできない事由により同号に該当するに至り、かつ、当該法人が同項第1号又は第2号に該当することとなった役員の解任手続を進めているときを除く。）。 法第18条第6項又は第23条第1項の規定に違反したとき。 法第24条の規定による命令に違反したとき。 不正の手段により登録を受けたとき。 法第26条の規定による報告又は資料の提出をしなかったとき。 法第26条の規定による報告又は資料の提出に関し、虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。
備 考：